

質問者 阿部 帆乃果 議員（12番）

1 消費者の保護について

ただいまの阿部帆乃果議員のご質問にお答え申し上げます。

消費者の保護についてであります。本市では、毎年市内の小・中学生全員に、インターネットの危険性や安全に使うためのルールなど、消費者として必要な最新情報を掲載したリーフレットを配付し啓発を行っています。

また、令和4年4月からは、成年年齢が18歳に引き下げられる予定であり、今後それぞれの世代に応じた消費者知識がますます必要となることから昨年度は、利根沼田地区の高校に通う1・2年生に、若者を取り巻く消費者トラブルの事例を掲載したリーフレットを配付いたしました。

そのほか、沼田市消費生活センターでは、特殊詐欺等に関する消費生活センターニュースを年4回発行し、全戸回覧や市のホームページ

に掲載しているほか、広報ぬまたでも身近なトラブルの例を上げて注意喚起しています。今後につきましても、引き続き最新の情報を提供していきたいと考えています。

なお、阿部議員ご指摘のとおり近年小・中学生においても携帯電話が身近な持ち物になり、ワンクリック詐欺やオンラインゲームでの課金など、その仕組みを理解せず興味本位で操作することにより、高額請求されるなどの問題が起きています。トラブルが起きてしまった場合、人に言いづらい、相談しづらいとは思いますが、一人で悩まずに思い切って保護者に相談してください。その上で消費生活センターにも相談をしてください。相談内容などの秘密は固く守られますので安心してください。

以上申し上げまして、^{あべほのか}阿部帆乃果議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。